

## 三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

### 1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定される情勢適応の原則に基づき、本市職員の給与が社会一般の情勢に適應するよう、令和6年8月8日付けの人事院勧告に準じた措置を講ずることとし、本市常勤一般職職員の給与制度を見直すもの

### 2 改正の内容

#### (1) 地域手当の見直し

隣接する市町村との不均衡を改善する等のため、地域手当の支給割合を段階的に12%に引き上げる。

令和6年度	令和7年度	令和10年度
6%	10%	12%

※令和8～9年度の率については、現時点で未定

#### (2) 扶養手当の見直し

民間企業等における配偶者に係る手当の状況や少子化対策が推進されている国全体の状況等を踏まえ、段階的に扶養手当のうち配偶者に係るものを廃止し、子に係るものを13,000円に引き上げる。また、扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定めることとする。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	0円
子	10,000円	11,500円	13,000円

#### (3) その他

4級以上の初号給の給料月額の上上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当の支給を行う。

### 3 施行期日等

施行期日は、令和7年4月1日とするほか、所要の経過措置を講ずる。

# 三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の 基本方針

## 1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定される情勢適応の原則に基づき、本市単純労務職員の給与が社会一般の情勢に適応するよう、令和6年8月8日付けの人事院勧告に準じた措置を講ずることとし、本市単純労務職員の給与制度を見直すもの

## 2 改正の内容

定年前再任用短時間勤務職員等に対して、住居手当を新たに支給する。

## 3 施行期日

令和7年4月1日

# 三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 の基本方針

## 1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定される情勢適応の原則に基づき、本市会計年度任用職員の給与が社会一般の情勢に適応するよう、令和6年8月8日付けの人事院勧告に準じた措置を講ずることとし、本市会計年度任用職員の給与制度を見直すもの

## 2 改正の内容

隣接する市町村との不均衡を改善する等のため、地域手当の支給割合を段階的に12%に引き上げる。

令和6年度	令和7年度	令和10年度
6%	10%	12%

※令和8～9年度の率については、現時点で未定

## 3 施行期日

令和7年4月1日

# 三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

## 1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定される情勢適応の原則に基づき、本市職員の給与が社会一般の情勢に適応するよう、令和6年8月8日付けの人事院勧告に準じた措置を講ずることとし、水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与制度を見直すもの

## 2 改正の内容

### (1) 扶養手当の見直し

民間企業等における配偶者に係る手当の状況や少子化対策が推進されている国全体の状況等を踏まえ、段階的に扶養手当のうち配偶者に係るものを廃止するにあたり、支給に係る扶養親族から配偶者を除く。

### (2) その他

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当の支給等を行う。

## 3 施行期日等

令和7年4月1日から施行する。2(1)に係る規定については、令和8年4月1日から適用する。

# 三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

## 1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定される情勢適応の原則に基づき、本市職員の給与が社会一般の情勢に適応するよう、令和6年8月8日付けの人事院勧告に準じた措置を講ずることとし、病院事業企業職員の給与制度を見直すもの

## 2 改正の内容

### (1) 扶養手当の見直し

民間企業等における配偶者に係る手当の状況や少子化対策が推進されている国全体の状況等を踏まえ、段階的に扶養手当のうち配偶者に係るものを廃止するにあたり、支給に係る扶養親族から配偶者を除く。

### (2) その他

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当の支給を行う。

## 3 施行期日等

令和7年4月1日から施行する。2(1)に係る規定については、令和8年4月1日から適用する。

## 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

### 1 提案の根拠・理由

令和6年8月8日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、本市特別職についても同様の措置を講ずるため改正するもの

### 2 改正の内容

地域手当の支給割合を段階的に12%に引き上げる。

令和6年度	令和7年度	令和10年度
6%	10%	12%

※令和8～9年度の率については、現時点で未定

### 3 施行期日

令和7年4月1日

# 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

## 1 提案の根拠・理由

令和6年8月8日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、病院事業管理者についても同様の措置を講ずるため改正するもの

## 2 改正の内容

医師でない病院事業管理者の地域手当の支給割合を段階的に12%に引き上げる。

令和6年度	令和7年度	令和10年度
6%	10%	12%

※令和8～9年度の率については、現時点で未定

## 3 施行期日

令和7年4月1日